

第61期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

開催場所 大阪府中央区今橋四丁目4番11号
一般社団法人 大阪倶楽部 4階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案** 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

目次

招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	3
事業報告	5
連結計算書類・計算書類	29
監査報告書	51
株主総会参考書類	55

郵送およびインターネット による議決権行使期限

平成30年6月21日（木曜日）
午後5時45分までに到着分

扶桑化学工業株式会社

証券コード：4368

株 主 各 位

証券コード：4368
平成30年6月1日

大阪市中央区高麗橋四丁目3番10号

扶桑化学工業株式会社

代表取締役社長 赤 澤 良 太

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成30年6月21日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）において、賛否をご入力のうえ、平成30年6月21日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

敬 具

1. 日時	平成30年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場所	大阪市中央区今橋四丁目4番11号 一般社団法人 大阪倶楽部 4階（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第61期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第61期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件
4. 議決権の行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.fusokk.co.jp/>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所

一般社団法人 大阪倶楽部 4階

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成30年6月21日（木曜日）午後5時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

平成30年6月21日（木曜日）午後5時45分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

当社の指定する議決権行使サイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：平成30年6月21日（木曜日）午後5時45分まで

① 議決権行使サイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

- 本サイトのご利用にあたっては、下のインターネットによる議決権行使についてをクリックのうえ、記載内容よりお読みください。
- 上記記載内容をご了承できる方は、【次へ進む】ボタンをクリックして「議決権行使ウェブサイト」をご利用ください。

<https://www.web54.net> 「次へ進む」をクリック

② ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力。【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右側に記載されています。
（電子メールにより送付した場合は別紙に記載されています。お手持ちのスマートフォンに通知メール本文に記載しております）

議決権行使コード:

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

※ ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

③ パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力。【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。

※ インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景とした設備投資の増加や経済政策・人手不足による雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界経済は、欧米諸国に広がる政治情勢や保護主義政策、アジアにおける地政学的リスクの高まり、中国や新興国経済の成長鈍化に対する懸念があるものの、欧米においては雇用環境の改善により個人消費や設備投資が増加し、中国をはじめとするアジア経済は安定的に成長を継続しており、総じて緩やかな回復基調で推移しました。

このような情勢下、当社グループは拡大する需要にこたえるため、生産能力の増強、物流・生産体制の継続的見直しによる経営体質の更なる強化、原料の安定的な確保およびコスト競争力の強化、新製品の開発、そして海外展開による拡販に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は402億21百万円（前連結会計年度比11.0%増、39億97百万円増）となりました。利益面では営業利益は105億37百万円（同6.8%増、6億69百万円増）、経常利益は為替差損の計上により103億67百万円（同3.3%増、3億28百万円増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は役員退職功労引当金繰入額の計上により65億92百万円（同4.4%減、3億3百万円減）となりました。

なお、平成29年11月1日付で、三井化学株式会社より鹿島事業所を引継ぎ、有機酸事業の承継を完了しました。

以下、部門別に営業の概況をご説明いたします。

【ライフサイエンス事業】

ライフサイエンス事業の業績は、外部顧客に対する売上高が243億18百万円（前連結会計年度比10.3%増、22億68百万円増）、営業利益は33億82百万円（同15.0%減、5億97百万円減）となりました。

国内においては、リンゴ酸、無水マレイン酸、フマル酸の拡販、および主要原料価格上昇に対応した販売価格改定に努めました。また、海外子会社も堅調に推移した結果、売上高は前連結会計年度を上回りました。一方、営業利益はコスト削減に努めたものの、原料価格や輸入仕入価格の上昇が利益を押し下げる要因となりました。これらの結果、ライフサイエンス事業全体では増収減益となりました。

なお、平成29年11月1日付で、三井化学株式会社より鹿島事業所を引継ぎ、ライフサイエンス事業の中核となる製造拠点として稼働を開始しています。さらに平成31年7月の完成へ向けてリンゴ酸製造設備の新設工事も着工しています。

【電子材料および機能性化学品事業】

電子材料および機能性化学品事業全体の業績は、外部顧客に対する売上高が159億2百万円（前連結会計年度比12.2%増、17億28百万円増）、営業利益は82億80百万円（同18.3%増、12億83百万円増）となりました。

半導体市場が継続して堅調であり、半導体製造プロセスの微細化の進展により当社製品「超高純度コロイダルシリカ」への需要も増加しています。増加する需要にこたえるため、生産能力の増強、品質安定化のための設備投資、生産人員の確保、分析能力の向上、出荷体制の見直し等に対応した結果、売上高は前連結会計年度を上回りました。さらに、ナノパウダー等の半導体研磨分野以外に使用される製品の販売も堅調に推移しています。営業利益は、減価償却費の増加や設備投資に伴う京都第一工場の稼働停止の影響があったものの、生産量の増加およびコスト削減による製造原価の低減や販売数量の増加により、前連結会計年度を上回りました。

なお、京都事業所における超高純度コロイダルシリカの製造ライン増設工事は順調に進捗しています。

■ 事業区分別売上高

セグメント	金 額 (千円)	前連結会計年度比 (%)	構 成 比 (%)
ライフサイエンス事業	24,318,883	+10.3	60.5
電 子 材 料 お よ び 機 能 性 化 学 品 事 業	15,902,736	+12.2	39.5
合 計	40,221,619	+11.0	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は10,136,463千円であり、セグメント別では次のとおりであります。

〔ライフサイエンス事業〕	2,724,526千円
〔電子材料および機能性化学品事業〕	7,404,960千円
〔全社〕	6,976千円

ライフサイエンス事業における主な設備投資は、当社におけるリンゴ酸の鹿島新プラント建設工事および有機酸事業の譲受であります。

電子材料および機能性化学品事業における主な設備投資は、当社における超高純度コロイダルシリカ製造設備の改造工事および製造ラインの増設であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業展開において、以下を重点的テーマとして取り組んでまいります。

【ライフサイエンス事業】

三井化学株式会社から営業権を承継した無水マレイン酸、フマル酸のビジネスは順調に拡大しています。平成29年11月には、生産設備の譲受も完了し、鹿島事業所としてスタートし、当社の果実酸総合メーカーとしての位置づけはさらに強固なものとなりました。

さらに、平成30年3月「果実酸コンビナート」構想の1st Stepであるリンゴ酸の鹿島新プラント建設に着工し、平成31年7月には完成が予定されています。新プラントではコスト競争力の抜本的な強化を図り、国内唯一のメーカーから、世界No.1のリンゴ酸メーカーに大きく飛躍するよう取り組んでまいります。

平成30年3月には、グローバル企業が要求する国際食品安全マネジメントシステムである「FSSC22000」の認証を取得し、生産面だけでなく、品質面でも、グローバル展開を後押しできる体制を確立しました。

海外においては、中国の100%出資子会社の青島扶桑精製加工有限公司で、従来のクエン酸類の精製に加え、市場の拡大している電子材料向け高純度クエン酸の製造等、高付加価値製品のウエイトを増やします。また、人件費の高騰への対処として、生産設備の自動化によるコスト削減を強力に推進します。

一方、タイ、ベトナムを中心に加工食品市場が拡大している東南アジアにおいては、平成29年4月に完成した東京研究所のテストキッチンを有効活用し、各国の食品や食材に適した食品添加物製剤の開発・製造を進め、同地域でのビジネス拡大を目指します。また、従来の日本、中国、タイでの展開に加え、新たに米国においても100%出資子会社のPMP Fermentation Products, Inc.を通じ、食品添加物製剤等のマーケティングをスタートします。

商品開発におきましては、引き続き一次産業向け製品、食品添加物製剤の開発に加え、果実酸類の高純度品、コーティング品等の高付加価値製品の開発に注力していきます。

今後も、果実酸総合メーカーとしてこれまで蓄積してきた販売チャネル、製造・開発ノウハウを最大限に活用し、さらなる売上および利益の拡大に尽力してまいります。

【電子材料および機能性化学品事業】

平成30年度中に新規超高純度コロイダルシリカ製造設備が2系列完成します。この設備は最新の技術を結集した仕様となっており、これまで以上に高精度に製造条件をコントロールする事が可能となります。これにより益々厳しくなるお客様の品質要求に応える事ができ、また2割から3割の生産能力向上となります。生産能力向上と品質のさらなる安定化により当社超高純度コロイダルシリカ製品は益々お客様に安心して使用して頂けるものと確信いたしております。

研究開発におきましては、従来通りケイ素化学を基軸として多方面への事業展開を推進します。半導体分野では微細化、高集積化が益々進んでおり、それらのニーズに対応すべく、さらに小さな粒子や硬い粒子、表面修飾した粒子等々、製品開発を続けていきます。

半導体研磨以外の新分野への製品開発につきましても、東京研究所に積極的に経営資源を投下し、当社グループのコア技術である超高純度コロイダルシリカの合成技術を活かしたシリカナノパウダー関連で新製品開発を進めています。すでに顧客評価で高い性能を確認できた製品も得られており、数年内に新分野で売上40億円以上を目指します。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 58 期 (平成27年3月期)	第 59 期 (平成28年3月期)	第 60 期 (平成29年3月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	32,223	35,298	36,224	40,221
営業利益 (百万円)	5,426	7,279	9,867	10,537
経常利益 (百万円)	5,524	7,299	10,038	10,367
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,452	4,716	6,895	6,592
1株当たり当期純利益 (円)	109.57	143.76	194.22	185.67
総資産 (百万円)	38,959	48,158	56,585	64,606
純資産 (百万円)	30,580	39,970	45,160	50,146

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 58 期 (平成27年3月期)	第 59 期 (平成28年3月期)	第 60 期 (平成29年3月期)	第 61 期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	25,436	28,295	30,002	33,327
営業利益 (百万円)	4,061	5,346	8,118	8,957
経常利益 (百万円)	4,786	6,397	9,211	9,809
当期純利益 (百万円)	3,185	4,382	6,612	6,457
1株当たり当期純利益 (円)	101.11	133.58	186.24	181.87
総資産 (百万円)	32,278	41,549	49,984	57,938
純資産 (百万円)	24,274	34,158	39,363	44,200

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社扶桑コーポレーション	60,000千円	100.0%	化学薬品等の販売
株式会社海洋化学	8,000千円	75.0%	化学薬品等の許認可、販売委託
青島扶桑精製加工有限公司	4,000千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
青島扶桑貿易有限公司	200千米ドル	100.0%	保税区内での化学薬品等の貿易
扶桑化学（青島）有限公司	7,500千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
PMP Fermentation Products, Inc.	3千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
FUSO (THAILAND) CO.,LTD.	40,000千バーツ	100.0%	化学薬品等の製造、販売

(7) 主要な事業の状況

当社グループの事業の概要は次のとおりであります。

区 分		主要製品（事業）
ライフサイエンス事業	果実酸類 有機酸類	リンゴ酸、クエン酸、グルコン酸、フマル酸等の果実酸類および無水マレイン酸等の有機酸を中心に製品構成しております。果実酸類は飲料、加工食品に使用する酸味料、pH調整剤、酸化防止剤等の食品分野での用途を中心に、洗剤、化粧品、表面処理剤、コンクリート用混和剤、電子機器等の工業分野での用途に至るまで幅広く使用されております。
	応用開発商品	果実酸等の当社グループ製品を原料として、食品分野、工業分野に幅広く用途開発する商品であり、① 麺食品の品質改良剤、② 加工食品の日持ち向上剤、③ 養殖海苔用品質向上剤、④ 食品製造メーカーにおけるトータル・サニテーション、⑤ 金属加工の改善等に用いられております。
電子材料および機能性化学品事業	電子材料	研磨剤原料用途として利用されている超高純度コロイダルシリカを中心に製品構成しております。この製品は半導体業界を中心に需要があり、微細化、高集積化される次世代半導体集積回路の製造に必要なCMP（化学的機械的平坦化）スラリーにも対応しております。
	機能性化学品	プラスチック、塗料の添加剤および香料、化粧品の原料としての用途に使用される樹脂添加剤や、精密化学薬品製造の技術を活かしたファインケミカルを販売しております。

(8) 主要な営業所および事業所・工場（平成30年3月31日現在）

扶桑化学工業株式会社	当社	本社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目3番10号
		東京本社	東京都中央区
		新大阪事業所	大阪府大阪市
		京都事業所 京都第一工場	京都府福知山市
		京都事業所 京都第二工場	京都府福知山市
		鹿島事業所	茨城県神栖市
		福岡営業所	福岡県柳川市
		東京研究所	神奈川県川崎市
		大阪工場	大阪府堺市
		十三工場	大阪府大阪市
株式会社扶桑コーポレーション	子会社	本社	大阪府大阪市
株式会社海洋化学	子会社	本社	山口県下関市
青島扶桑精製加工有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
		支店	中国上海市
青島扶桑貿易有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
扶桑化学（青島）有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
PMP Fermentation Products, Inc.	子会社	本社	アメリカ合衆国イリノイ州ペオリア市
FUSO (THAILAND) CO.,LTD.	子会社	本社	タイ国バンコク都

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ライフサイエンス	476名	31名増
電子材料および機能性化学品	253名	21名増
全社（共通）	26名	3名増
合計	755名	55名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（常用パートタイマーを含んでおります。）であります。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
437名	58名増	42.9歳	12.8年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートタイマーを含んでおります。）であります。

(10) 借入先の状況（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 95,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,511,000株（うち自己株式7,166株）
- ③ 株主数 5,393名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株式会社壽世堂	5,596,265	15.76
帝國製薬株式会社	3,328,000	9.37
赤澤 庄三	3,085,965	8.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,074,200	5.84
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,738,700	4.90
大阪中小企業投資育成株式会社	1,500,625	4.23
有限会社帝産	1,375,000	3.87
株式会社日本触媒	1,186,500	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	996,800	2.81
株式会社りそな銀行	792,500	2.23

（注）持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 岡 実佐子	帝國製薬株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	赤 澤 良 太	
取締役	政 氏 晴 生	電子材料事業部長
取締役	谷 村 隆 史	ライフサイエンス事業部長
取締役	武 川 隆 彦	管理本部長
取締役	多 田 智 美	帝國製薬株式会社 専務取締役
取締役	江 黒 早耶香	弁護士 シティユーワ法律事務所
取締役	中 野 佳 信	フマキラー株式会社 社外取締役
監査役（常勤）	中 永 吉 信	
監査役（常勤）	赤 澤 敬 敏	
監査役	榎 本 修 三	
監査役	木 下 善 樹	弁護士 木下善樹法律事務所代表

- (注) 1. 取締役多田智美氏、江黒早耶香氏および中野佳信氏は、社外取締役であります。
2. 監査役赤澤敬敏氏および木下善樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役赤澤敬敏氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役江黒早耶香氏、中野佳信氏および監査役木下善樹氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

取締役	9名	1,252百万円
監査役	5名	39百万円

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

取締役の支給額には、役員退職功労引当金の繰入額936百万円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役多田智美氏は帝國製薬株式会社専務取締役を兼務しております。帝國製薬株式会社は、当社の株式を4,703,000株（うち間接所有1,375,000株）所有しております。
取締役江黒早耶香氏は、シティユーワ法律事務所に勤務しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
監査役木下善樹氏は、木下善樹法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役中野佳信氏は、フマキラー株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	多 田 智 美	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	江 黒 早耶香	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	中 野 佳 信	取締役就任以降に開催の取締役会10回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役（常勤）	赤 澤 敬 敏	当事業年度開催の取締役会13回および監査役会13回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	木 下 善 樹	当事業年度開催の取締役会13回および監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

社外役員6名に対する報酬等の総額は、39百万円であります。

⑥ 子会社において受け取った役員としての報酬等の総額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

平成18年6月23日開催の第49期定時株主総会において定款を変更し、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定めをしております。

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人との間に、その事業年度における報酬等の額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 当該事業年度中に辞任したまたは解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令規則および社会通念等を遵守した行動をとるための「扶桑化学工業グループの行動規範」を定め、当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し周知、啓発を図る。
- ② 「内部統制基本規程」を定め、当社および当社グループ会社の財務報告の信頼性を確保するための体制を整備、充実させ、内部統制の実施、評価、是正等を適切に運営する。
- ③ 当社は、代表取締役会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社および当社グループのコンプライアンス体制に係る取組みについて統括する。
- ④ 当社の内部監査部門は、定期的に社内各部門および当社グループ会社の業務運営の適正性について監査する。

また、当社の監査役は、独立して、取締役の職務の執行状況および各部門の業務運営の状況を監査する。

- ⑤ 当社は、当社および当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する問題を早期に発見、または予防するために、当社内および当社外に内部通報窓口を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内「文書管理規程」に則り、文書に記録したうえで、各業務担当部署または総務部で適正な保存・管理を行うとともに、取締役および監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる体制を確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントに関する規程を定め、当社および当社グループ会社の業務運営上、経営戦略上のリスクに対応した管理体制を確保する。
- ② 大規模災害等に備えた事業継続計画を定め、危機発生時の体制、情報伝達、意思決定の方法等を明確にすることにより、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定期に行う取締役会、および必要に応じて行う臨時取締役会にて、経営に関する重要事項について審議、議決し、また取締役の業務の執行状況の監督を行う。
- ② 「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」にて、業務執行に関して各職位が分掌する職務権限とその行使の手続きを明確にする。
- ③ 当社は、毎年度末に常勤取締役、各部門責任者および当社グループ会社代表による会合を持ち、年度経営方針および年度経営計画を定める。
- ④ 社内各部門および当社グループ会社は、その経営計画の進捗状況や業務の遂行状況等を定期的に取締役会に報告する。

(5) 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「扶桑化学工業グループの行動規範」を当社および当社グループ会社全体に展開し、当社グループ全体としての理念・目標を明確化する。
- ② 「関係会社管理規程」を定め、これに基づき業務を運営することにより、当社グループ会社の意思決定を尊重するとともに、当社グループ全体としての業務の適正性を確保する。
- ③ 当社は、当社の会計監査人と海外関連会社の会計監査人の情報連携を確立する。
- ④ 会計監査人、内部監査部門、監査役会の三者連携によるグループ連結監査体制を強化する。

(6) 当社の監査役がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が監査役会の同意を受けてその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役職務の重要性を認識し、監査役会と協議のうえ、監査役の職務を遂行する使用人を選出する。
- ② 当該使用人は、原則として専任とし、他業務を兼務する場合であっても、監査役に係る業務を優先する。
- ③ 当該使用人が監査役から指示された職務を遂行するにあたっては、監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役に報告する義務はない。
- ④ 当該使用人の人事評価、人事異動、賞罰に関しては、監査役会の同意を受けた上で、これを行う。

(7) 取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

- ① 当社の監査役は、当社および当社グループ会社で開催された重要な会議の議事録を請求し、閲覧することができる。
- ② 当社の監査役は、必要に応じて、当社の取締役、使用人および当社グループ会社の経営を執行する者等から、当該グループ会社に関する課題、リスク等を直接聴取することができる。
- ③ 当社が社内に設置した内部通報制度で受けた通報は、遅滞なく監査役に通報する。
- ④ 上記②および③に基づき、報告または通報を行った当社または当社グループ会社の取締役および使用人に対しては、不利益な取り扱いは行わない。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、所定の手続きに則り、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、当社および当社グループ会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、当社および当社グループ会社で開催される重要会議へ出席し、意見を述べることができる。
- ③ 当社および当社グループ会社の重要稟議書は当社の監査役に回付する。

Ⅱ. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取組み

- ・「扶桑化学工業グループの行動規範」を当社グループの役員および従業員に配布し、法令規則等の順守の意識の向上を図っております。
- ・社内規程に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス違反の発生の有無等を確認しております。また、当社従業員に対して、社内規程の内容の周知および法令順守の意識の向上を目的とした研修を実施しております。

(2) 損失の危険の管理に対する取組み

- ・社内規程において、リスクの定義および範囲を定めるとともに、発生したリスクに対応する体制および手順を明確化しております。
- ・当社従業員に対して、社内規程の内容の周知およびリスク対応についての意識の向上を目的とする研修を実施しております。

(3) 職務執行の効率性の確保のための取組み

取締役会を原則として毎月開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、「経営会議」（常勤役員・執行役員出席）を原則3ヵ月に1回、「常務会」（常勤役員出席）を原則毎月開催し、当社グループの業務執行の状況について報告を行うとともに、多面的かつ慎重な審議による意思決定を行っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取組み

- ・当社および当社グループでは、業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」ならびに各社の社内規程等に基づき業務の遂行を行っております。
- ・当社グループ会社は、経営計画の進捗状況および業務の遂行状況を当社の取締役会に毎月報告するほか、各社の代表が「経営会議」その他の重要会議に適宜出席し、報告や情報交換を行っております。
- ・当社の内部監査部門は、内部監査計画に基づき、社内各部門および当社グループ会社の内部監査を実施しております。

(5) 監査役監査の実効性の確保のための取組み

- ・ 監査役は、事業部別に開催される会議を含めた重要会議へ出席しております。また、稟議書および重要な社内申請書の内容を確認するほか、当社グループの役員および従業員より随時報告を受けております。
- ・ 監査役は、内部監査部門と定期的に情報交換を行うとともに、会計監査人とも随時連携し情報交換を行っております。

Ⅲ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力が、従業員および株主を含めた企業全般に多大な被害を及ぼす可能性のある組織であるという認識のもと、反社会的勢力との関係遮断が不可欠であると認識しております。

そのため、当社では、「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、会社全体として対応する体制について定めております。また、同規程を平成26年4月に改定し、反社会的勢力の排除体制の強化に努めております。

② 対応統括部署

当社の総務部長を統括責任者とし、さらに、各部署において実施責任者を定め、反社会的勢力に会社全体で対応いたします。

③ 外部の専門機関との連携状況

当社は大阪府企業防衛連合協議会および東警察署管内企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会にて開催される講演、研修会等に参加し、情報収集を行います。また、顧問弁護士や所轄警察とも適時連絡を取ります。

④ 研修活動の実施状況

大阪府企業防衛連合協議会および東警察署管内企業防衛対策協議会開催の研修会等に適時参加し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

連結計算書類

■ 連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	40,262,452	流動負債	12,270,759
現金及び預金	18,940,540	支払手形及び買掛金	2,463,967
受取手形及び売掛金	11,279,937	未払金	5,894,021
有価証券	639,214	未払法人税等	1,687,612
たな卸資産	8,009,386	賞与引当金	592,324
繰延税金資産	790,126	役員賞与引当金	4,600
その他	610,614	修繕引当金	171,304
貸倒引当金	△7,366	役員退職功労引当金	936,450
固定資産	24,343,702	その他	520,479
有形固定資産	21,330,289	固定負債	2,189,188
建物及び構築物	5,763,706	退職給付に係る負債	1,642,073
機械装置及び運搬具	3,364,255	繰延税金負債	406,259
土地	3,061,235	その他	140,854
建設仮勘定	8,721,084	負債合計	14,459,947
その他	420,008	（純資産の部）	
無形固定資産	991,126	株主資本	48,480,084
投資その他の資産	2,022,286	資本金	4,334,047
投資有価証券	964,000	資本剰余金	4,820,722
長期前払費用	245,818	利益剰余金	39,329,462
繰延税金資産	511,709	自己株式	△4,148
退職給付に係る資産	82,507	その他の包括利益累計額	1,659,072
その他	351,086	その他有価証券評価差額金	449,582
貸倒引当金	△132,835	繰延ヘッジ損益	△19,353
資産合計	64,606,154	為替換算調整勘定	1,228,844
		非支配株主持分	7,049
		純資産合計	50,146,206
		負債・純資産合計	64,606,154

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		40,221,619
売上原価		22,980,128
売上総利益		17,241,490
販売費及び一般管理費		6,704,344
営業利益		10,537,146
営業外収益		
受取利息及び配当金	85,488	
その他	44,423	129,911
営業外費用		
為替差損	293,919	
その他	5,558	299,477
経常利益		10,367,580
特別利益		
固定資産売却益	803	
投資有価証券売却益	0	803
特別損失		
固定資産売却損	433	
固定資産除却損	24,138	
役員退職功労引当金繰入額	936,450	961,021
税金等調整前当期純利益		9,407,362
法人税、住民税及び事業税	3,170,354	
法人税等調整額	△356,158	2,814,196
当期純利益		6,593,165
非支配株主に帰属する当期純利益		878
親会社株主に帰属する当期純利益		6,592,287

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

■ 連結株主資本等変動計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,334,047	4,820,722	34,408,726	△4,091	43,559,405
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,668,681		△1,668,681
親会社株主に帰属する当期純利益			6,592,287		6,592,287
自己株式の取得				△57	△57
その他			△2,870		△2,870
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額					
当連結会計年度変動額合計	－	－	4,920,736	△57	4,920,678
当連結会計年度末残高	4,334,047	4,820,722	39,329,462	△4,148	48,480,084

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	382,722	△404	1,211,754	1,594,071	6,571	45,160,048
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,668,681
親会社株主に帰属する当期純利益						6,592,287
自己株式の取得						△57
その他						△2,870
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額	66,859	△18,948	17,090	65,001	478	65,479
当連結会計年度変動額合計	66,859	△18,948	17,090	65,001	478	4,986,158
当連結会計年度末残高	449,582	△19,353	1,228,844	1,659,072	7,049	50,146,206

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

7社

株式会社扶桑コーポレーション

株式会社海洋化学

青島扶桑精製加工有限公司

青島扶桑貿易有限公司

扶桑化学（青島）有限公司

PMP Fermentation Products, Inc.

FUSO (THAILAND) CO.,LTD.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
青島扶桑精製加工有限公司	12月31日
青島扶桑貿易有限公司	12月31日
扶桑化学（青島）有限公司	12月31日
FUSO (THAILAND) CO.,LTD.	12月31日

連結計算書類を作成するにあたっては、連結決算日現在で、本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(3) 会計方針に関する事項

- ## ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

- ## ② デリバティブ等の評価基準および評価方法

時俣法

- ### ③ たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- #### ④ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社が平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）につきましては、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 10年から50年

- ・機械装置及び運搬具 4年から 8年

□. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社および一部連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社の役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ニ. 修繕引当金

製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ホ. 役員退職功労引当金

当社取締役会において、平成30年6月22日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任する予定の代表取締役赤澤良太の多大な功労に報いるため、定時株主総会での承認を前提として特別功労金を贈呈することを決議したため、その支出に備えて計上しております。

⑥ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジの方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建輸出入取引

連結計算書類

ハ. ヘッジ方針

相場変動リスクおよびキャッシュ・フロー変動リスクを回避する目的で、キャッシュ・フローを固定するデリバティブ取引を利用しております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定され、その変動が継続して回避されることを確認しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

当社および一部連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異および過去勤務費用につきましては、発生年度において全額一括償却処理しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

27,534,856千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	35,511,000株	－株	－株	35,511,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	7,146株	20株	－株	7,166株

(注) 自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成29年6月23日開催の第60期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 887,596千円
- ・ 1株当たり配当額 25円
- ・ 基準日 平成29年 3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年 6月26日

(注) 平成29年6月23日開催の第60期定時株主総会において決議された配当金につきましては、1株につき普通配当20円に、創立60周年による記念配当5円を加えた25円となりました。

ロ. 平成29年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 781,084千円
- ・ 1株当たり配当額 22円
- ・ 基準日 平成29年 9月30日
- ・ 効力発生日 平成29年 12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
平成30年6月22日開催の第61期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	816,588千円
・ 1株当たり配当額	23円
・ 基準日	平成30年 3月31日
・ 効力発生日	平成30年 6月25日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰りについて計画を立案し、それに基づいて必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主として流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金につきましては主として銀行との当座貸越契約により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、通常の営業過程において生じる外貨建の営業債権は、輸出入取引の為替相場変動リスクに晒されておりますが、外貨建の営業債務とのバランスが取れているため、リスクは低いものと認識しております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式を長期保有しているものであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが130日以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、輸出入取引の為替相場変動リスクに晒されておりますが、前述の通り営業債権とバランスが取れているため、リスクは低いものと認識しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、業務統括部と財務経理部とが連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務および借入金につきましては、財務経理部が各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新することで手許流動性を把握し、借入金が増加するリスクおよび営業債務支払い・借入返済を実行できなくなるリスクの低減を図っております。

デリバティブ取引につきましては、社内ルールに基づく必要な承認の下に財務経理部において行い、その取引結果につきましては、財務経理部より定期的に取り締役会等に報告しております。なお、デリバティブ取引の相手先はいずれも信用度の高い銀行等であるため、信用リスクは極めて低いものと考えております。

有価証券および投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものにつきましては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	18,940,540	18,940,540	－
(2) 受取手形及び売掛金（＊1）	11,279,937	11,279,937	－
(3) 有価証券	639,214	639,214	－
(4) 投資有価証券	950,131	950,131	－
資産計	31,809,823	31,809,823	－
(1) 支払手形及び買掛金	2,463,967	2,463,967	－
(2) 未払金	5,894,021	5,894,021	－
負債計	8,357,989	8,357,989	－
デリバティブ取引（＊2）	△27,855	△27,855	－

（＊1） 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を一括計上しておりますが、少額のため控除しておりません。

（＊2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価につきましては、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債 (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	13,868

非上場株式につきましては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,412円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 185円67銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

■ 貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	32,860,826	流動負債	11,956,875
現金及び預金	15,975,117	支払手形	46,036
受取手形	848,859	買掛金	2,540,892
売掛金	8,805,455	未払金	5,678,257
商品及び製品	5,097,900	未払費用	183,465
仕掛品	223,475	未払法人税等	1,620,672
原材料及び貯蔵品	701,077	賞与引当金	560,238
繰延税金資産	696,628	役員賞与引当金	4,600
その他	513,293	設備支払手形	89,562
貸倒引当金	△980	修繕引当金	171,304
固定資産	25,077,984	役員退職功労引当金	936,450
有形固定資産	19,132,279	その他	125,394
建物	4,070,999	固定負債	1,781,880
構築物	626,980	退職給付引当金	1,641,025
機械及び装置	2,508,068	その他	140,854
車両運搬具	825	負債合計	13,738,755
工具、器具及び備品	240,978	（純資産の部）	
土地	2,960,765	株主資本	43,770,095
リース資産	12,352	資本金	4,334,047
建設仮勘定	8,711,308	資本剰余金	4,820,722
無形固定資産	797,707	資本準備金	4,820,722
投資その他の資産	5,147,998	利益剰余金	34,619,474
投資有価証券	964,000	利益準備金	103,680
関係会社株式	2,030,037	その他利益剰余金	34,515,793
出資金	14,373	圧縮積立金	90,650
関係会社出資金	1,145,699	別途積立金	8,233,979
繰延税金資産	511,494	繰越利益剰余金	26,191,164
その他	486,322	自己株式	△4,148
貸倒引当金	△3,930	評価・換算差額等	429,960
資産合計	57,938,811	その他有価証券評価差額金	449,582
		繰延ヘッジ損益	△19,621
		純資産合計	44,200,055
		負債・純資産合計	57,938,811

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		33,327,245
売上原価		19,212,997
売上総利益		14,114,247
販売費及び一般管理費		5,156,331
営業利益		8,957,916
営業外収益		
受取利息及び配当金	806,233	
受取手数料	222,848	
その他	1,607	1,030,688
営業外費用		
為替差損	178,511	
その他	594	179,106
経常利益		9,809,498
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	18,849	
役員退職功労引当金繰入額	936,450	955,299
税引前当期純利益		8,854,199
法人税、住民税及び事業税	2,770,000	
法人税等調整額	△373,218	2,396,781
当期純利益		6,457,417

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

■ 株主資本等変動計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,334,047	4,820,722	103,680	95,671	8,233,979	21,397,407	29,830,738
当期変動額							
剰余金の配当						△1,668,681	△1,668,681
当期純利益						6,457,417	6,457,417
自己株式の取得							
圧縮積立金の取崩				△5,021		5,021	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△5,021	－	4,793,757	4,788,736
当期末残高	4,334,047	4,820,722	103,680	90,650	8,233,979	26,191,164	34,619,474

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△4,091	38,981,416	382,722	△430	382,291	39,363,707
当期変動額						
剰余金の配当		△1,668,681				△1,668,681
当期純利益		6,457,417				6,457,417
自己株式の取得	△57	△57				△57
圧縮積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			66,859	△19,190	47,669	47,669
当期変動額合計	△57	4,788,678	66,859	△19,190	47,669	4,836,347
当期末残高	△4,148	43,770,095	449,582	△19,621	429,960	44,200,055

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産	定率法
（リース資産を除く）	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 ・建物、構築物 15年から50年 ・機械及び装置 7年から 8年
ロ. 無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
ハ. リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

ニ. 修繕引当金

製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

ホ. 役員退職功労引当金

当社取締役会において、平成30年6月22日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任する予定の代表取締役赤澤良太の多大な功労に報いるため、定時株主総会での承認を前提として特別功労金を贈呈することを決議したため、その支出に備えて計上しております。

ヘ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異および過去勤務費用につきましては、発生年度において全額一括償却処理しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジの方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建輸出入取引

ヘッジ方針

相場変動リスクおよびキャッシュ・フロー変動リスクを回避する目的で、キャッシュ・フローを固定するデリバティブ取引を利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定され、その変動が継続して回避されることを確認しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

計算書類

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 23,254,267千円

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 951,793千円 |
| 仕入高 | 4,737,550千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,150千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 972,305千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,146株	20株	－株	7,166株

(注) 自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買取によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
長期未払金	33,970千円
退職給付引当金	501,825千円
賞与引当金	171,320千円
修繕引当金	52,384千円
役員退職功労引当金	286,366千円
たな卸資産	41,195千円
関係会社出資金評価損	76,262千円
一括償却資産	3,640千円
未払事業税	90,299千円
投資有価証券評価損	6,012千円
減損損失	54,205千円
減価償却超過額	117,086千円
資産除去債務	8,845千円
その他	107,696千円
繰延税金資産小計	1,551,113千円
評価性引当額	△85,660千円
繰延税金資産合計	1,465,453千円
繰延税金負債	
圧縮積立金	39,929千円
その他有価証券評価差額金	192,170千円
その他	25,230千円
繰延税金負債合計	257,331千円
繰延税金資産の純額	1,208,122千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員および個人主要株主等

種 類	会社等の 名称	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有す る会社	(株)壽世堂	10,000	損 害 保 険 代理店業、 不 動 産 の 管 理 及 び 賃貸業	(被所有) 直接 15.76	兼任 2名	保 険 業 務 代行	保 険 料 の 支 払	11,002	前払費用	20,225
役員の 近親者	赤澤 庄三	—	当社ファ ウンダー 名誉会長	(被所有) 直接 8.69	—	—	給 与 等 の 支 払	21,950	—	—

- (注) 1. (株)壽世堂の議決権につきましては、当社の役員である藤岡実佐子氏およびその近親者が100%を直接所有しております。
2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 保険料の取引条件および取引の決定条件は、市場価格を勘案した上で決定しております。
4. 給与等の支払については、名誉会長として経営全般に関する助言のほか、主要取引先や業界内での社外活動等に対する対価として両者協議の上、決定しております。

(3) 子会社等

種 類	会社等の 名称	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	(株)扶桑コーポレーション	60,000 千円	化 学 薬 品 等の販売	(所有) 直接 100.0	－	当社製商 品の販売 製商品の 仕入	業務委託料 の受取	122,922	未収入金	7,691
	青島扶桑精製 加工有限公司	4,000 千米ドル	化 学 薬 品 等の製造、 販売	(所有) 直接 100.0	兼任 2名	当社製商 品の販売 製商品の 仕入	製商品の 仕入 配当金の受 取	4,330,851 565,200	買掛金	527,205
	PMP Fermentati on Products, Inc.	3千米ド ル	化 学 薬 品 等の製造、 販売	(所有) 直接 100.0	兼任 1名	当社製商 品の販売 製商品の 仕入	配当金の受 取	179,616	－	－

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件および取引の決定条件
業務委託料の受取につきましては、総原価を勘案し、交渉の上で決定しております。
製商品の仕入につきましては、市場価格を勘案した上で取引条件および取引の決定条件を決定しております。
配当金の受取につきましては、子会社の当期純利益から必要投資額等を控除した金額をもとに協議の上、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額

1,244円93銭
- (2) 1株当たり当期純利益

181円87銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

扶桑化学工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 上 正 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 田 美 穂 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、扶桑化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

扶桑化学工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上正彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上田美穂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

扶桑化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	中 永 吉 信 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	赤 澤 敬 敏 ㊟
監 査 役	榎 本 修 三 ㊟
社外監査役	木 下 善 樹 ㊟

以 上

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、長期にわたり安定的に株主の皆様に報いるという基本方針のもと、企業体質の強化ならびに今後の事業展開を勘案して行うこととしております。

第61期の期末配当金につきましては、当期の業績を踏まえ、普通配当を前期と比べ3円増配し、下記のとおり1株につき23円とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当金（1株につき22円）を加えた年間配当金は、1株につき45円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金23円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、金816,588,182円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月25日といたします。

第2号議案から第6号議案に共通するご参考事項

当社は、取締役の職務の執行に対する監督機能の強化および経営の意思決定の機動化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を目的として、現行の「監査役会設置会社」より「監査等委員会設置会社」に移行いたしたいと存じます。

本定時株主総会において提案させていただきます第2号議案から第6号議案につきましては、いずれも監査等委員会設置会社への移行に関連する議案になりますので、これらを提案するにあたり、「監査等委員会設置会社の概要」および「当社が監査等委員会設置会社に移行する目的」等について、下記のとおりご説明申し上げます。

(1) 監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、取締役の職務の執行の監査・監督を行う機関として、「監査等委員会」を設置する会社をいいます。
- 監査等委員会は、3人以上の監査等委員である取締役で構成され、その過半数が社外取締役でなければなりません。また、監査等委員ではない取締役の任期が1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年であり、この任期を短縮することはできません。
- 監査等委員である取締役は、監査等委員ではない取締役と同様、取締役会における議決権を有します。そのため、株主総会における取締役の選解任議案の決定や、代表取締役の選定および解職、その他当社の業務執行に関する決定権を有します。
- 監査等委員会は、監査等委員ではない取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べる権限を有します。また、監査役または監査役会の監査が、取締役の職務の適法性の監査に限定されているのに対して、監査等委員会の監査は妥当性の監査にも及ぶと解されています。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等に、法令の定める範囲において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。

(2) 当社が監査等委員会設置会社に移行する目的

当社は、取締役の職務の執行を監査・監督する機関を、現行の監査役（監査役会）に代わり、上記のような特性を持つ監査等委員会に移行することが、取締役の職務の執行に対する監督機能の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることが出来ると考えております。

また、今後、取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することを可能にすることで、より迅速な経営の意思決定が実現し、業務執行の機動性を向上させることが期待できます。

以上の次第により、当社の企業価値の更なる向上に資することを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することを提案するものであります。

(3) 第2号議案から第6号議案を提案する理由

- 第2号：定款一部変更議案
監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、定款に監査等委員会に関する規定を定める他、所要の変更をする必要があるため、その提案をするものであります。
- 第3号、第4号：監査等委員ではない取締役および監査等委員である取締役選任議案
監査等委員会設置会社においては、監査等委員ではない取締役と監査等委員である取締役は区分して選任する必要があるため、第3号議案において監査等委員ではない取締役の選任を、第4号議案において監査等委員である取締役の選任をそれぞれ提案するものであります。
- 第5号、第6号：監査等委員ではない取締役および監査等委員である取締役報酬額設定議案
監査等委員会設置会社においては、監査等委員ではない取締役と監査等委員である取締役の報酬額についても区分して決定する必要があるため、第5号議案において監査等委員ではない取締役の報酬額を、第6号議案において監査等委員である取締役の報酬額をそれぞれ提案するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 当社は、取締役の職務の執行に対する監督機能の強化および経営の意思決定の機動化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。この移行を行うために、定款の一部の変更をいたしたいと存じます。
- ② また、この移行により、業務執行取締役の権限が強化されることから、同時に業務執行者に対する監督機能を強化するために、定款上の役員の最大員数を、現行の15名以内(取締役10名以内(現行定款第18条)、監査役5名以内(現行定款第28条))から、17名以内(変更案第18条(取締役(監査等委員である取締役を除く。))10名以内、監査等委員である取締役7名以内))とする変更をお願いするものであります。
- ③ なお、本議案が原案どおり承認可決されました場合、その効力は本定時株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 (省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 第5条 (省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第11条 (省略)	第2章 株 式 第6条～第11条 (現行どおり)

株主総会参考書類

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第12条～第17条 (省略) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ②・③ (省略) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 ② 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。 (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役とは区別して選任するものとする。</u> ②・③ (現行どおり) (任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② (省略) 第22条 (省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (新設) 第24条 (省略) (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から、代表取締役を選定する。 ② (現行どおり) 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u> 第25条 (現行どおり) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u>

株主総会参考書類

現行定款	変更案
第26条・第27条 (省略) 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (新設)	第27条・第28条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (監査等委員会) 第29条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 (削除) (削除)
第6章 会計監査人 第36条～第38条 (省略)	第6章 会計監査人 第32条～第34条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第7章 計 算 第39条～第43条 (省略) (新設) (新設) (新設)	第7章 計 算 第35条～第39条 (現行どおり) 附則 (取締役の責任免除による経過措置) 第1条 当社は、第61期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。この場合、各監査等委員の同意を要するものとする。 (監査役の責任免除による経過措置) 第2条 当社は、第61期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

また、本定時株主総会終結の時をもって、現在の取締役全員（8名）の任期が満了いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

昭和 63年 6月 当社社外取締役
平成 11年 3月 帝國製菓(株)代表取締役
平成 23年 3月 同社代表取締役社長（現任）
平成 29年 6月 当社代表取締役会長（現任）

1

ふじ おか み さ こ
藤 岡 実佐子

(昭和30年4月22日生)

重要な兼職の状況

帝國製菓(株) 代表取締役社長

103,341株

再 任

【取締役候補者とした理由】

藤岡実佐子氏は、帝國製菓(株)において代表取締役社長を現任しており、会社の経営全般に関して豊富な知識・経験を有していることから、当社グループの発展へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

2	なかのよしのぶ 中野佳信 (昭和24年5月23日生)	昭和 47年 4月 稲畑産業(株)入社	一株
		平成 11年 6月 同社取締役	
		平成 15年 6月 同社取締役常務執行役員	
		平成 22年 6月 同社代表取締役専務執行役員	
		平成 28年 6月 フマキラー(株)社外取締役 (現任)	
		平成 29年 6月 当社社外取締役 (現任)	

再 任

重要な兼職の状況

フマキラー(株) 社外取締役 (平成30年6月28日付で退任予定)

【取締役候補者とした理由】

中野佳信氏は、化学品業界での豊富な経営の経験と幅広い見識を有していることから、当社グループの発展へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
-----------	--------------	---------------------	----------------

3	まさうじはるお 政氏晴生 (昭和42年3月23日生)	平成 2年 4月	当社入社	
		平成 17年 7月	当社電子材料事業本部電材営業開発部長	
		平成 20年 2月	当社電子材料事業部門電子材料本部長	
		平成 20年 7月	当社執行役員	
		平成 22年 7月	当社上席執行役員 当社電子材料事業部長（現任）	25,839株
		平成 23年 6月	当社取締役（現任）	
再 任				

【取締役候補者とした理由】

政氏晴生氏は、電子材料事業における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

4	たにむらたかし 谷村隆史 (昭和39年11月27日生)	再任	平成 元年 12月	当社入社	26,246株
			平成 20年 2月	青島扶桑精製加工有限公司上海支店長	
			平成 20年 8月	FUSO (THAILAND) CO., LTD.社長	
			平成 23年 5月	当社ライフサイエンス事業部アジア事業開発本部長兼営業部長	
			平成 25年 4月	当社ライフサイエンス事業部長 (現任)	
			平成 25年 7月	当社上席執行役員	
			平成 26年 6月	当社取締役 (現任)	

【取締役候補者とした理由】

谷村隆史氏は、ライフサイエンス事業における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	武 川 隆 彦 (昭和26年7月5日生)	昭和 50年 4月 (株)大和銀行（現(株)りそな銀行）入行 平成 16年 6月 東洋テック(株)執行役員管理本部長兼監査部長 平成 17年 6月 同社取締役管理本部長 平成 22年 5月 テックビルサービス(株)取締役専務執行役員 平成 22年 6月 当社監査役 平成 23年 6月 当社常勤監査役 平成 23年 12月 当社常勤監査役退任 平成 24年 1月 当社管理本部長 平成 24年 6月 当社取締役管理本部長 平成 26年 6月 当社常勤監査役 平成 29年 6月 当社取締役管理本部長（現任）	13,353株
	再 任		

【取締役候補者とした理由】

武川隆彦氏は、会社の管理業務における豊富な知識・経験を有していることから、当社の管理体制の充実・強化に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

6	た だ とも み 多 田 智 美 (昭和32年1月27日生)	昭和 54年 3月 帝國製薬(株)入社 平成 14年 6月 同社購買部長兼社長室長 平成 18年 4月 同社取締役社長室、購買担当 平成 19年 4月 同社経理担当 平成 23年 3月 同社常務取締役総務、情報管理管掌 経理、社長室、購買担当 平成 24年 6月 当社社外取締役（現任） 平成 29年 3月 帝國製薬(株)専務取締役 経理、社長室、購買担当（現任）	18,898株
	社 外		
	再 任		

重要な兼職の状況

帝國製薬(株) 専務取締役

【社外取締役候補者とした理由】

多田智美氏は、帝國製薬(株)において経理、社長室、購買を担当しており、会社の経営に関して幅広い知識・経験を有していることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 多田智美氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、6年であります。
3. 中野佳信氏は、フマキラー(株)の社外取締役であります。平成30年6月28日をもって退任する予定であります。
4. 当社は、中野佳信氏および多田智美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。多田智美氏が再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 中野佳信氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
- なお、当社の定める独立性基準は、73ページに記載のとおりです。
6. 上記「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

第 4 号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、これにより、法令の定めに従い、現在の監査役全員（4名）の任期が満了いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	なか え よし のぶ 中 永 吉 信 (昭和34年3月28日生)	昭和 56年 4月 当社入社 平成 12年 4月 当社営業開発本部営業開発部副部長 平成 16年 4月 当社営業開発本部海外事業部副部長 平成 18年 4月 当社ライフサイエンス事業部資材物流部長 平成 21年 7月 当社執行役員 平成 25年 4月 当社管理本部副本部長 平成 25年 7月 当社上席執行役員 平成 26年 7月 PMP Fermentation Products, Inc.副社長 平成 28年 4月 当社管理本部副本部長 平成 28年 6月 当社常勤監査役（現任）	26,174株
	新 任		

【取締役候補者とした理由】

中永吉信氏は、営業・物流業務をはじめとするライフサイエンス事業全般に関する豊富な経験と経営に関する見識を有していることから、監査等委員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

2

あか
赤

ざわ
澤

たか
敬

とし
敏

(昭和31年8月23日生)

昭和 56年 4月 (株)百十四銀行入行

平成 15年 7月 同行鳴門支店副支店長

平成 21年 1月 同行津田支店支店長

平成 24年 6月 同行人事部

平成 26年 6月 当社常勤監査役（現任）

6,500株

社 外

新 任

【社外取締役候補者とした理由】

赤澤敬敏氏は、銀行勤務経験を通じて、財務経理業務に精通し、監査業務にも豊富な経験があることから、監査等委員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。また、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

3

きのしたよしき
木下善樹
(昭和18年10月12日生)

昭和 46年 4月 大阪弁護士会に弁護士登録

昭和 50年 1月 木下善樹法律事務所開業（現任）

平成 12年 6月 当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

木下善樹法律事務所代表

40,814株

社外

独立

新任

【社外取締役候補者とした理由】

木下善樹氏は、弁護士としての高度な専門知識および経営に対する高い見識を有しており、幅広い見地より、監査等委員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。また、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	えの 榎 もと 本 しゅう 修 ぞう 三 (昭和31年6月12日生)	昭和 54年 11月 当社入社	27,889株
		平成 6年 9月 青島扶桑精製加工有限公司総経理	
		平成 11年 9月 当社国際営業部長	
		平成 15年 4月 当社海外事業部長	
		平成 15年 7月 当社執行役員	
		平成 18年 4月 当社海外事業本部長兼国際営業部長	
		平成 20年 4月 当社ライフサイエンス事業部門営業開発 本部長兼中国事業部長	
		平成 21年 4月 当社上席執行役員 当社ライフサイエンス事業部長	
		平成 21年 6月 当社取締役	
		平成 24年 6月 当社常務取締役	
新 任	平成 26年 6月 当社常務取締役管理本部長		
	平成 29年 6月 当社監査役（現任）		
【取締役候補者とした理由】			
榎本修三氏は、ライフサイエンス事業や海外業務に対する豊富な経験と経営全般に関する見識を有していることから、監査等委員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

5

江 黒 早耶香
(昭和55年5月25日生)

平成 20年 12月 第一東京弁護士会に弁護士登録
弁護士法人曾我・瓜生・糸賀法律事務所入所
平成 21年 12月 内閣官房国家戦略室出向
平成 24年 5月 シティユーワ法律事務所入所（現任）
平成 27年 6月 当社社外取締役（現任）

一株

重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所

社 外

独 立

新 任

【社外取締役候補者とした理由】

江黒早耶香氏は、弁護士としての高度な専門知識および国際経済に関する知見を有しており、監査等委員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。また、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江黒早耶香氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。
3. 赤澤敬敏氏および木下善樹氏は、現在当社の社外監査役であります。当社の社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、赤澤敬敏氏は4年、木下善樹氏は18年であります。
4. 当社は、中永吉信氏、赤澤敬敏氏、木下善樹氏、榎本修三氏および江黒早耶香氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。中永吉信氏、赤澤敬敏氏、木下善樹氏および榎本修三氏が選任された場合は、当社は4氏との間で同様の契約をあらためて締結する予定であります。また、江黒早耶香氏が選任された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 木下善樹氏および江黒早耶香氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。木下善樹氏および江黒早耶香氏が選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める独立性基準は、73ページに記載のとおりであります。
6. 上記「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

【ご参考】社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員を当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の項目のいずれにも該当しない場合に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、東京証券取引所が定める「独立役員」として届け出ることといたします。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」）の業務執行者（※1）または過去10年間に
において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先（※2）とする者またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（※3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
- ⑥ 当社グループの現在の主要株主（直接または間接に10%以上の当社の議決権を保有）または
主要株主が法人の場合には当該法人の業務執行者
- ⑦ 当社グループが主要株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有）である会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（※5）またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑨ 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付または助成を受けている者（その者が、法人、組合等の団体である場合は、当該法人の業務執行者）
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間ににおいて上記②～⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①～⑪に該当する者（重要な者（※6）に限る）の配偶者または二親等以内の親族

（※1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であり、業務執行取締役のほか、使用人も含む。（監査役は含まない）

（※2）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える支払いを、当社グループから受けた者。

（※3）当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度における取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者。

（※4）多額の金銭その他の財産とは、①その者が個人の場合には、役員報酬以外の当社グループからの支払額が直近事業年度において年間1,000万円以上、②法人その他の団体の場合には、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。

（※5）主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関。

（※6）重要な者とは、①業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員、②監査法人及び法律事務所等については、所属する公認会計士、弁護士、その他法人に所属する理事・役員ほか、客観的・合理的に重要性を持つと判断される者。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成28年6月24日開催の第59期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額700百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第 7 号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

代表取締役赤澤良太氏は、本定時株主総会終結の時をもって取締役の任期を満了し、取締役を退任いたします。

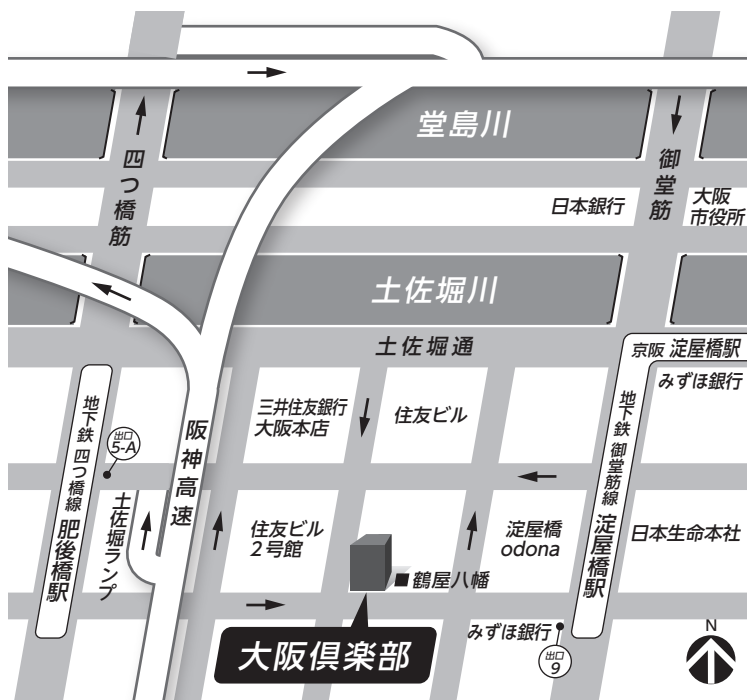
同氏は、平成17年より通算12期にわたり代表取締役を務め、当社に多大な功績を残されました。つきましては、その在任中の功労に報いるため、過去の役員退職慰労金制度の未払分43,550,000円を含む特別功労金980,000,000円を贈呈したいと存じます。なお、贈呈の時期および方法につきましては取締役会にご一任いただきたく存じます。

同氏の特別功労金贈呈の対象となる当社における略歴は以下のとおりであります。

退任取締役の氏名	当社における略歴
あか ざわ りょう た 赤 澤 良 太	平成 11年 6月 当社取締役
	平成 12年 1月 当社常務取締役
	平成 13年 7月 当社専務取締役
	平成 17年 6月 当社代表取締役専務
	平成 20年 4月 当社代表取締役副社長
	平成 21年 4月 当社代表取締役専務
	平成 22年 4月 当社代表取締役社長（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市中央区今橋四丁目 4 番 11 号
一般社団法人 大阪倶楽部 4 階
電話 (06) 6231-8361

交通機関

地下鉄 御堂筋線「淀屋橋駅」下車
京阪本線「淀屋橋駅」下車
9 番出口より徒歩 3 分

地下鉄 四つ橋線「肥後橋駅」下車
5-A 番出口より徒歩 5 分

お願い

※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいようお願い申し上げます。